

2019年以降医療メディエーター協会会員手引

会員の皆様が困った時に参照できるファイルを作成しましたので保存し、適宜、ご活用ください。すべて、ホームページに掲載されている内容ですが、お手元においていただくと便利かと思えます。ここに記載されている内容については、原則として、お問合わせいただいても、こちらをご参照するようお願いするにとどめることになります。

目次

1. 会費納付について
2. 更新制度（ポイント制について）
3. 各種パスワードについて
4. 登録情報の変更・支払い履歴の確認について
5. 退会手続について
6. 診療報酬加算の申請について
7. 会員呼称について

1. 会費納付について

- ・年会費 6000円
- ・会計年度 1月—12月
- ・会費納付期限 各年3月31日(1月1日～3月31日が納付期間)
- ・会員資格の喪失：2年間期日までに会費納付なき場合、定款に従い除籍（資格喪失・認定取消し）となります。再入会・認定には基礎編再受講が必要となります。

会費納付手順

次の URL を開いてください。<https://miitus.jp/t/jahm/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。ご自身の会員カテゴリーを選択します。ほとんどの方は「認定会員」です。穂 p(?_?)部が特別に承認した方のみが「特別会員」です。協会への支援のみを頂く企業・個人は「賛助会員」です。認定を受ける方は、必ず「認定会員」を選択してください。いずれの会員も年会費 6000 円です。会員カテゴリーを選択すると会費支払いページが開きます(右)。

クレジットカードか、コンビニ払込票かいずれかを選択してください。会費納付は個人の名義で行ってください。

※病院が会費を負担される場合も、まず個人で納付した上で、病院から還付してもらってください。病院からの直接納付は出来ません。必要な領収証、請求書はお問い合わせ(jahm_contact@yahoo.co.jp)頂ければ発行致します。

2. 更新制度（ポイント制について）

厚生労働省が、診療報酬加算対象の医療対話推進者について継続学習を推奨していることから、医療メディエーター資格についても、更新にあたって、5年間に100ポイントの継続学習を必須としております。医療メディエーションに関する各種活動に参加されることでポイントを取得し、それをクリアすることで認定登録の更新が可能となります。更新の要件は、下記となります。

1. ポイントの取得の期限

入会年を含め、5か年を期限としポイントを取得していただきます。

2014年以降の入会者は、それぞれ加入年に5を足した年の5年間です。認定証に期限が記載されていますのでご確認ください。更新受付は該当年の9月1日から、12月15日です。審査後、翌年になりましたら新しい認定証をお送りします。

更新年につきましては各自の認定証に明記してありますのでご確認ください。

2. ポイントの詳細

100ポイントの取得を更新の要件とします。ポイント表は下記をご参照ください。

各支部の研修や勉強会、本部主催の研修やシンポジウム、関連学会での学会発表、医療機能評価機構のフォローアップ研修、本協会提供のe-learningの視聴などでポイントを獲得できます。

大きな学会のように電磁的に各自のポイントを記録するようなシステムはございません。各自で参加された研修、シンポ、e-learning記録、配布されたポイント票などを管理して頂き、更新時にはその写しなどをご提出いただく事になります。記録を保存して頂けますようお願い致します。ホームページからポイント票を再掲しておきます。

更新制ポイント表

5か年で100ポイント取得

種別	名称	ポイント	備考
JAHM集會	日本医療メディエーター協会シンポジウム	50	
関連学会活動	日本医療コンフリクトマネジメント学会	発表・論文 40	
	同上	参加 30	
	その他学会でメディエーション関係の発表	発表 20	本学会が認めるもの
	その他学会でメディエーション関係の論文	論文 30	本学会が認めるもの
JAHM研修	基礎編再受講	30	
	Iコース、Aコース受講	各50	
	フォローアップ研修受講	30	
	JAHM本部会員研修	20	
	JAHM支部の勉強会・研修会等への参加	20	
e-learning	本協会 e-AGORA によるウェブ学習	1講義ごとに10	
その他外部研修	本協会が別途告知する関連外部研修	各10	本学会が認めるもの

3. 要件としての会費の納入

5か年間、会費を納付していただいていることを更新の要件とします。

4. 更新手続き

**※更新されない場合、更新要件を満たさない場合は、
除籍となり、メディエーター認定も終了となります。**

1. 更新のための要件

(1) ポイントの取得

更新書類提出時点で100ポイント以上のポイントを取得していること。

(2) 会費を完納していること

会費が完納されていること

2. 更新の手続き

(1) 申請期限

2000年9月1日から12月15日（事務局必着）

※1日でも遅れた場合は、一切の例外なく受付できません。

**突然の病気・事故など様々な可能性を考慮し、早めに
申請してください。いかなる理由でも例外は設けません。**

(2) 提出先

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 366-1-2205

一般社団法人 日本医療メディエーター協会事務局 宛

(3) 提出物

①期限に到達する B 認定証原本 (期限が記載された B 認定証)

②ポイント証明するもの原本 (参加証・修了証・ポイント

を記載したもの。100 ポイント以上) ※確認後返却いたします。

③返信用ブルーのレターパックライト (返送先記入済のもの) 360 円

以上をブルーのレターパックライトに入れて上記提出先にお送りください。赤のレターパック、書留など使用しないでください。必ずブルーのレターパックで。レターパックですので、郵便局のサイトで届いたかどうかご自身で確認して頂けます。新認定証の発送は 1 月頃になります。

3. 各種パスワードについて

1. <https://miitus.jp/t/jahm/> へのログインパスワードがわからない場合。

ログイン画面の下部に「パスワードを忘れた方」とあります。ここをクリックし、登録メールアドレスに届くメールの指示でパスワードを再設定してください。ご自身の設定されたものは、事務局ではわかりません。

2. 会員専用ページへのパスワードが分からない場合。

協会表紙ページの左下メニューの下から 2 番目「会員専用ページ」へのログインができない場合。毎月 3 ヶ月有効の ID/PW をお知らせしています。複数の PC で問題なく開けることを確認してお送りしています。

※アルファベット「o」「l」と数字の「0」「1」の区別にご留意ください。

※コピーペーストをお勧めします。ただし、前後の空白を一緒にコピーペーストすると開きません。ご留意ください

上記に問題ないにもかかわらず、お手元の PC で開かない場合、ご使用の PC の設定が影響していると思われるかもしれませんが、原因がわかりません。プロバイダ、管理者にお問い合わせ下さい。事務局ではご自身の PC 設定はわからないので回答できません。

3. e-AGORA のパスワードを入れても開かない場合

※会員専用 PW と間違えていませんか？

※毎年 3 月末までに会費納付された方に**半年間有効**の e-AGORA 専用 PW をお送りしています。**期日までに会費納付されない場合、PW は届かず視聴できません。**

※PW の期限は届いてから **6 か月**です。それ以降は視聴できません。

※PW は**再発行できません**。パスワードは個人限りで本人以外事務局でもわかりません。

※委託会社に、直接問い合わせをするのは、控えてください。

※全年度の途中まで終了のかたは、その続きから再開できます。

4. 登録情報の変更・支払い履歴の確認について

変更内容を事務局にお届けください。そのうえで下記手続きをお願いします。

jahm_contact@yahoo.jp

1. 次の URL を開いてください。<https://miius.jp/t/jahm/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。マイページに入り、登録情報を変更してください。支払い履歴も同様に、マイページで確認して頂けます。

2. 上記手続きが終了しましたら、事務局にもその旨ご一報下さい。

Jahm_contact@yahoo.co.jp

5. 退会手続きについて

退会される方は下記の手続きをお願いします。

1. 協会事務局に退会希望の旨をお知らせ下さい。
2. 未納会費がある場合は、完納してください。方法はご案内します。
3. お手元の認定証は、下記へ返納してください。

返納先：162-0801 新宿区山吹町 366-1-2205 日本医療メディエーター協会事務局

4. 会員管理システムからの退会。

次の URL を開いてください。<https://miius.jp/t/jahm/> メールアドレスとご自身が設定されたパスワードでログインします。マイページに入り、退会処理をしてください。

6. 診療報酬加算の要件について

※厚生労働省患者サポート体制充実加算の申請について

- ・ 純粋事務職の方 20 時間（基礎編+4 時間以上の差分研修）が必須
- ・ 上記以外の医療有資格者の方 研修受講は努力義務のみ

※医療メディエーター認定は必須ではありません。受講証で申請可能です。

7. 会員カテゴリーについて

※ 認定会員

医療機関（介護施設・訪問ステーションは含まない）に勤務し、基礎編受講後、入会承認を、得た者。医療メディエーターは患者と医療者の対話の促進に努め、金銭賠償等の問題には関わらない。常に、組織の理念を重んじ、メディエーションについて造詣を深め、日頃より、自己の研鑽に努める。

※ 特別会員

上記経験（資格）があり、退職及び離職等により、職場（医療機関）を離れた者。結婚・出産・傷病等により、一時的に休職状態にある者。退職後、医療機関以外の、事業所（関連機関・介護施設・看護協会等）の登録がある場合。以上の者の内、協会が承認した者

※ 賛助会員 趣旨に賛同し、活動や運営を、スポンサー的に支援する者